

第 3 次 地 域 管 理 経 営 計 画 書

第 3 次 国 有 林 野 施 業 実 施 計 画 書

(淀 川 上 流 森 林 計 画 区)

計画期間 $\left[\begin{array}{l} \text{自} \quad \text{平成} 20 \text{ 年} 4 \text{ 月} \quad 1 \text{ 日} \\ \text{至} \quad \text{平成} 25 \text{ 年} 3 \text{ 月} 31 \text{ 日} \end{array} \right]$

近畿中国森林管理局

第 3 次地域管理経営計画書

目 次

はじめに	1
1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	1
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	3
(3) 流域管理システムの推進に必要な事項	5
(4) 主要事業の実施に関する事項	6
(5) その他必要な事項	7
2 国有林野の維持及び保存に関する事項	8
(1) 巡視に関する事項	8
(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	8
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項	9
(4) その他必要な事項	10
3 林産物の供給に関する事項	10
(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	10
(2) その他必要な事項	11
4 国有林野の活用に関する事項	11
(1) 国有林野の活用の推進方針	11
(2) 国有林野の活用の具体的手法	12
(3) その他必要な事項	12
5 国民の参加による森林の整備に関する事項	13
(1) 国民参加の森林に関する事項	13
(2) 分収林に関する事項	14
(3) その他必要な事項	14
6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	14
(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	14
(2) 地域の振興に関する事項	15
(3) その他必要な事項	15

はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの基本的な考え方の下に平成10年度から抜本的な改革を集中的に推進してきたところであり、管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものに転換し、国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めていくための基礎を築いてきたところである。

また、平成17年2月に発効した京都議定書の削減目標達成のための「地球温暖化防止森林吸収源10力年対策」や平成18年9月に策定された「森林・林業基本計画」の目標達成に必要な森林整備等が重要な課題となっている。

本計画は「国有林野の管理経営に関する法律」に基づいて、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、国有林野の管理経営に関する基本的な事項、維持及び保存に関する事項、国民参加による森林の整備に関する事項等を明らかにしたものであり、国民各層の理解と協力を得ながら、国有林野の適切な管理経営を推進する。

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

当森林管理局の国有林野は、奥地脊梁地帯から中山間、都市近郊に広く分布しており、それぞれの国有林野のおかれた自然的、社会経済的特性を反映し、多様な機能を発揮してきた。このような中で、国有林野事業としては、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、森林に対する国民の要請が、国土の保全や水源のかん養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森づくり等の面で期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつさらに多様化していることを踏まえ、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を本格的に推進していくため、淀川上流森林計画区においては以下の事項を基本として国有林野の持続的な管理経営に努める。

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

ア 対象とする国有林野

本計画の対象は、国有林野1,839haであり、京都市内に散在するほか、京都府南部の山城地方に所在している。

国有林野は総森林面積の1%あまりで面積的に占める割合は低いものの、日本を代表する古都京都の主要な景勝地として、あるいは、神社仏閣の背景として、多くの国民に親しまれており、国土保全、自然環境の保全、保健文化等公益的機能の総合的な発揮が求められている。

イ 取扱いの基本的な考え方

国有林野の管理経営に当たっては、森林の持つ多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合を図りつつ、個々の国有林野を重点的に発揮させるべき機能によって類型化し、それぞれの機能区分ごとに適切な管理経営を行うことを基本に、公益林を中心に、林木だけでなく森林生

態系全般に着目して、動物相や下層植生、表土の保全等公益的機能の維持向上に配慮する。

具体的には、伐採林齢の長期化、林齢や樹種の異なる複層状態の森林の整備、小面積・モザイクの配置に留意した施業、針葉樹と広葉樹の混交を促進する施業を行うなど、災害に強い国土基盤の形成や良質な水の安定的供給の確保とともに、併せて、自然再生、生物多様性の保全、二酸化炭素の吸収・固定源としての機能の発揮を通じた木材資源の持続的な利用、国民と森林とのふれあいの場の提供、森林景観の保全等の観点にも留意した管理経営を計画的かつ効率的に推進する。

このため、国有林を、

- ・土砂流出・崩壊の防備、水源のかん養等安全で快適な国民生活の確保を第一の目的として管理経営すべき森林は「水土保持林」
- ・原生的な森林生態系等貴重な自然環境の保全、国民と自然とのふれあいの場としての利用を図ることを第一の目的として管理経営すべき森林は「森林と人との共生林」
- ・環境に対する負荷が少ない素材である木材の効率的な生産を行うことを第一の目的として管理経営すべき森林は「資源の循環利用林」

の3つの機能類型に区分し、それぞれの目的に応じた管理経営を行う。

機能類型別の面積等は以下のとおりであり、本計画区における森林の立地特性を反映し、「水土保持林」及び「森林と人との共生林」が全体の95%を占めている。

機能類型別の森林の面積

(単位：面積ha、比率%)

区 分	水 土 保 全 林	森 林 と 人 と の 共 生 林	資 源 の 循 環 利 用 林	合 計
面 積	897	857	85	1,839
比 率	49	46	5	100

また、本計画においては、平成18年9月に策定された新たな「森林・林業基本計画」を踏まえ、50年サイクルの森林づくりだけでなく、地域の特色やニーズに応じ、資源を利用しながら広葉樹林化や長伐期化等の多様な森林づくりを本格的に推進し、「100年先を見通した森林づくり」を目指す。

具体的には、

- 公益的機能を重視した森林づくり
- 間伐の的確な実施による健全で多様な森林づくり
- 優れた自然環境を有する森林づくり
- 森林病虫害等に強い健全な森林づくり
- 木の文化を支える森林づくり
- 国民参加の森林づくり
- 森林環境教育のための森林づくり
- 新しい作業システムや技術を普及するための森林づくり

等に取り組む。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

ア 「水土保全林」に関する事項

「水土保全林」については、山地災害防止機能、水源かん養機能等の水土保全に必要な森林の健全性の維持増進を図るため、複層林の造成、伐期の長期化、針広混交林への誘導の推進を図るほか、適切な造林、保育、間伐を計画的に実施するとともに、治山施設の計画的な配置に努める。

「水土保全林」は、国土保全タイプと水源かん養タイプの2つに分けて取り扱う。

(ア) 国土保全タイプ

山地災害の恐れのある森林、気象害等による居住・産業活動に対する環境悪化を防備する働きが期待される森林等を対象として、

根系が深くかつ広く発達し、下層植生を含む複数の階層を有する多様な樹種で構成される森林

気象害等に対して抵抗性の強い樹種で構成される森林

必要に応じて土砂流出、崩壊を防止する治山施設が整備されている森林

に誘導することを目標として、保全対象と当該森林の位置関係、地質や地形等の地況、森林現況等を踏まえ、針広混交林への誘導を目的とした間伐等を行い、災害に強い林分の育成に努める。

なお、具体的な施業方法については、別紙「管理経営の指針」による。

(イ) 水源かん養タイプ

水源かん養機能の維持向上が重要な国有林野を対象として、洪水緩和、渇水緩和、水質保全等水源かん養機能を発揮させるため、団粒構造がよく発達した粗孔隙に富む土壌を有し、深根性・浅根性等の様々な樹種・樹齢の樹木がバランスよく配置された下層植生の豊かな森林を目標として、皆伐に際しての伐採面積や伐区の取り方、皆伐できる下限の林齢の制限を加えた「施業群」を設け、森林現況等を踏まえ区分を行い、適切な管理経営に努める。

なお、具体的な施業方法については、別紙「管理経営の指針」による。

「水土保全林」の面積の内訳

(単位：ha)

	国土保全タイプ	水源かん養タイプ	計
面 積	401	496	897

イ 「森林と人との共生林」に関する事項

「森林と人との共生林」においては、地域の自然環境を代表する森林の保存のために設定した保護林等の適切な保安全管理に努める。

また、レクリエーションの森をはじめ、ハイキング、景観の保全等保健文化機能を増進させる必要のある森林については、多様な樹種・林相からなる森林の維持・造成に努めるとともに、地元自治体等との連携・協力や民間の活力を活かした施設の整備、森林を利用した諸活動のフィールドとしての提供を図るなど適正な利用を推進する。

「森林と人との共生林」は、自然維持タイプと森林空間利用タイプの2つに分けて取り

扱う。

(ア) 自然維持タイプ

学術的に貴重な、地域を代表する植物群落を形成する国有林野を、引き続き保護林として設定する。原則として自然の推移に委ねた管理を行うが、具体的な取扱いについては、別紙「管理経営の指針」による。

(イ) 森林空間利用タイプ

景観の維持が重要な森林や都市近郊林等国民の保健・文化・教育的利用の場として期待の大きい国有林野を対象として、

多様な樹種で構成され、周辺の景観等と一体となった自然美を有する森林

必要に応じて、保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林

に誘導することを目標として、それぞれの国有林野の現況や利用の形態に応じた管理経営に努める。区域内のスギ・ヒノキ等の人工林については、間伐等を繰り返し針広混交林へ誘導し、景観の向上を図る。

なお、具体的な施業方法については、別紙「管理経営の指針」による。

「森林と人との共生林」の面積の内訳

(単位：ha)

区 分	自然維持タイプ [○]		森林空間利用タイプ [○]		計
	うち、保護林		うち、レクリエーションの森		
面 積	4	4	853	249	857

ウ 「資源の循環利用林」に関する事項

「資源の循環利用林」(本計画区では、展示林と分収林契約地が全てを占める)においては、木材の需要の動向、地域の森林構成等を考慮の上、間伐等を推進することにより木材資源の充実を図る。具体的には分収林等を対象として、

林木の生長が旺盛で、その形質の良好な森林

必要に応じて林業生産基盤が整備されている森林

に誘導することを目標として、渇水緩和や土砂崩壊防止等の公益的機能の維持増進や、二酸化炭素の吸収・固定機能の高度発揮にも配慮しつつ、効率的な木材生産を行うよう努める。

なお、具体的な施業方法については、別紙「管理経営の指針」による。

「資源の循環利用林」の面積の内訳

(単位：ha)

区 分	林業生産活動の対象	その他の産業活動の対象	計
面 積	85	—	85

(3) 流域管理システムの推進に必要な事項

森林の整備等を着実かつ適切に進めていくためには、流域（森林計画区）を単位として、民有林と国有林が連携して森林整備等を行う流域管理システムの下で、流域の課題やニーズの的確な把握、森林計画等の策定のための意見調整、林業事業体の育成等について民有林関係者等と連携して推進することが重要である。

このため、森林計画の策定及び同計画に基づく各種事業の実施に当たっては、流域森林・林業活性化協議会等の場を通じて、民有林関係者等との連携を強化するとともに、流域管理システムの推進に向けて「流域管理推進アクションプログラム」等の着実な実施に取り組む。

「流域管理推進アクションプログラム」

流域管理システムの一層の推進を図るため、国有林野事業が流域ごとに先導的・積極的に取り組む３カ年の行動計画として平成１３年度から作成。

具体的には、

伐採予定等の管理経営に関する情報の提供やシステム販売を含めた素材の安定供給体制の整備による計画的な木材供給の推進

民有林と連携した素材の安定供給を図るための共同施業団地の設定、野生鳥獣との共生のための森林づくりや低コスト林業などの新たな要請に対応するための森林整備による生産目標、森林施業等の共通化

緑の雇用担い手対策の研修フィールドの提供、路網と高性能林業機械を組合せた高効率作業システムの技術習得のためのフィールドの提供や計画的な事業の発注等による林業事業体の育成

低コスト・高効率作業システムや針広混交林への誘導等に関する施業検討会の開催による林業技術の普及・啓発

森林整備協定に基づく施業共同団地内の路網整備や低コスト路網の普及啓発のためのモデル林の設置や検討会の開催による効率的な路網の整備

教育機関、地元ボランティア、森林インストラクター等と連携した森林環境教育等の実施による上下流の連携強化のための下流住民等に対する情報や林業体験活動の場の提供

等を推進するとともに、地方自治体等と森林整備等を推進するための協定の締結を推進するなど、県・市町村との連絡調整を一層推進する。

(4) 主要事業の実施に関する事項

本計画期間（平成20年度～平成24年度）において、機能類型区分に応じた施業管理を行うために必要な伐採、更新、保育、林道の事業総量は以下のとおりである。

ア 伐採総量

（単位：材積 m^3 、面積 ha）

区 分	タイプ別	主 伐	間 伐	計
水 土 保 全 林	国土保全タイプ	—	(33) 2,657	2,657
	水源かん養タイプ	—	(180) 16,599	16,599
森林と人との共生林	自然維持タイプ	—	—	—
	森林空間利用タイプ	1,016	(134) 11,970	12,986
資源の循環利用林		1,488	(19) 2,230	— 3,718
計		2,504	(366) 33,456	<3,000> 35,960

注：1（ ）は間伐面積である。四捨五入により内訳と計が合わないことがある。

2 は搬出支障木、被害木等の伐採箇所があらかじめ特定できない臨時的な伐採量で外書。

3 保護林に外接する森林においては、原則として皆伐を行わない。

イ 更新総量

（単位：ha）

区 分	タイプ別	人工造林	天然更新	計
水 土 保 全 林	国土保全タイプ	—	—	—
	水源かん養タイプ	—	—	—
森林と人との共生林	自然維持タイプ	—	—	—
	空間利用タイプ	—	11	11
資源の循環利用林		4	—	4
計		4	11	15

ウ 保育総量

(単位：ha)

区 分	タイプ別	下 刈	除 伐	枝 打
水 土 保 全 林	国土保全タイプ	—	12	—
	水源かん養タイプ	4	7	—
森林と人との共生林	自然維持タイプ	—	—	—
	森林空間利用タイプ	—	1	—
資源の循環利用林		11	—	—
計		15	20	—

エ 林道開設及び改良総量

区 分	タイプ別	開 設		改 良	
		路線数	延 長 (m)	路線数	延 長 (m)
水 土 保 全 林	国土保全タイプ	—	—	—	—
	水源かん養タイプ	1	3,500	—	—
森林と人との共生林	自然維持タイプ	—	—	—	—
	森林空間利用タイプ	—	—	—	—
資源の循環利用林		—	—	—	—
計		1	3,500	—	—

オ 事業実行上の留意事項

人工造林予定箇所は、樹立時点ではニホンジカによる被害の報告は無いが、府内の生息区域は拡大しており、今後も被害状況等の把握に努め、必要に応じ防護柵の設置等の被害対策を実施する。

主要事業の実施に当たっては、労働災害がなく、健康で明るく働けるよう労働安全衛生の確保に努める。

また、林業事業体への計画的な事業の発注、林業技術の普及、他産業と均衡のとれた労働条件の維持向上等へ配慮し、その育成、強化を図る。

(5) その他必要な事項

治山事業については、「森林整備保全事業計画」に基づき民有林治山事業との有機的連携の下に、自然環境の保全に配慮した計画的な実施に努める。

本計画期間では、災害に強い安全な国土づくり、「緑のダム」として水源かん養機能強化、安全で良好な生活環境の保全・形成に対処するため、保全施設及び保安林の整備を計画する。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

国有林野の森林の保全管理のため、森林巡視、山火事の防止、森林病虫害や鳥獣被害の把握、廃棄物の不法投棄への対応、保安林の適切な管理等に努める。特に自然環境の保全に留意が必要な箇所については、標識の設置等によりその周知に努める。

また、森林の保全管理に当たっては、地元住民、地方自治体、ボランティア等との協力・連携を図るとともに、入林者への山火事や不法投棄の防止意識の啓発等に努める。

ア 林野火災防止等の森林保全巡視

本計画区には、レクリエーションの森があり、観光及びレクリエーションのための入林者が多く見られる。特に、春季と秋季の乾燥期には利用者の増加と相まり山火事の発生の危険性が増大する。また、近年廃棄物の不法投棄が増加している。

このため、地元市町村、消防団及び地元住民等との連携を密にして、山火事防止、廃棄物の不法投棄防止の宣伝、啓発活動を行い、国民共通の財産であるとともに地域の人達の生活空間としての役割を持つ国有林野の森林保全巡視を強化し、山火事防止・廃棄物の不法投棄防止・貴重な動植物の保護等森林の保全管理に努める。

イ 境界の保全管理

国有林野を管理経営していく上で、境界の保全管理は重要であることから、境界標識類の巡検及び境界の巡視等を行い、境界標類及び境界線が不明とならないように努めるとともに、必要に応じ境界見出標等を設置するなど境界の保全を図る。

なお、当計画区については、近接する民有地で宅地の開発等が行われるなど、特に境界の侵害を受けるおそれの高い国有林界があることから、重点的かつ計画的な境界の保全に努める。

ウ 入林者マナーの啓発・普及

近年、国有林への入林者は、散策、トレッキングや森林との積極的なふれあいを志向して年々増加傾向にある。このことに伴い、ゴミの投げ捨てや踏み荒らし等が大きな問題となっていることから、地元自治体、観光協会、登山愛好者等のボランティアグループとの連携を図りつつ、森林に入る場合のマナーの普及・啓発に努め、ゴミの持ち帰りを通じて、自然を守ろうとする意識の醸成を図る。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

森林病虫害による森林被害については、周辺民有林と連携を密にして、被害の未然防止、早期発見及び早期防除に努める。特に松くい虫については、近年、その被害量は横ばい状況ではあるものの、依然として保全すべき松林である東山国有林において被害が発生していることから被害木の伐倒駆除等防除対策を重点的に実施するとともに、被害抑制のための健全な松林の整備を行う。また、被害状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性マツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図る。なお、実施に当たっては、自然環境の保全に十分留意するとともに地元自治体、地元住民等との連携を図り、関係者が一体となった被害のまん延防止対策の実施に努める。

また、平成16年の発生から被害が急速に拡大しているカシノナガキクイムシによる集団枯損については、関係機関との連携の下被害の拡大防止に努める。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

ア 保護林

保護林は、動植物の生息又は生育状況、地域の要請等を勘案して、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、施業及び管理技術の発展等に特に資することを目的として管理を行うことが適当と認められる国有林野を選定しており、その目的に応じて、森林生態系保護地域、森林生物遺伝資源保存林、林木遺伝資源保存林、植物群落保護林、特定動物生息地保護林、特定地理等保護林及び郷土の森に区分している。

当計画区には、大悲山モミ植物群落保護林を設定しており、これらの保護林については、その設定目的等に応じた適切な保護管理に努めるとともに、大学や研究機関へ学術研究のフィールドとして提供するなど、積極的な情報提供に努める。

保護林の保護管理に当たっては、入林者の影響等による植生の荒廃の防止、回復のための措置が必要な箇所については適切に対処するとともに、立ち入りが可能な区域においては、学習の場等として多くの国民が利用できるよう歩道の整備に努めるほか、森林生態系に関する知識の普及啓発に努める。

さらに、国民の意見を反映した保護林のあり方やその保全管理について、NPO等の協力を得るなどして、それぞれの保護林の状況も踏まえつつ幅広く検討し、適切な取組を進めるとともに、環境行政との緊密な連携に努める。

保護林の一覧

種 類	名 称	面積 (ha)
植 物 群 落 保 護 林	大悲山モミ	4
総 数	1箇所	4

注) 各保護林の設定目的は、以下のとおりである。

・植物群落保護林

希少な高山植物、学術上価値の高い樹木群等の保存

イ 緑の回廊

該当なし。

ウ 生物多様性の確保に配慮した森林の保全

国民の森林に対する期待は、国土保全、水源かん養、林産物の供給などの各機能はもとより、近年においては、生物の多様性に関する条約など、重要な生態系としての森林という認識が高まりつつある。これらの状況も踏まえ、国有林の身近な池沼・沢敷・湧出地・草生地・懸崖地などを取り巻く森林においても、多様な生物の生息が可能となる区域と位置づけ、その保全に努める。

(4) その他必要な事項

ア 巨樹・巨木の保護に関する事項

当計画区には「森の巨人たち100選」(全国の国有林を対象に林野庁が選定)に選ばれた「大悲山の三本スギ」があることから、大悲山三本杉保全協議会との連携のもと、適切な保護管理に努める。

イ ニホンジカ等の被害に関する事項

近年、ニホンジカ等による造林木への被害が拡大していることから、森林被害のモニタリングを行うとともに、これらの被害が予想される箇所については、防護柵の設置等により被害の防止に努める。また、京都府策定の「特定鳥獣保護管理計画」等に基づき実施される被害対策については、関係機関との連携調整の下実施する。

ウ 希少猛禽類等の生息に関する事項

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号)において指定されている森林性猛禽類の生息には、生息・営巣環境及び餌動物の生息環境が大きく影響する。このため、オオタカ、クマタカ等大型猛禽類の生息地等の具体的な情報を収集するなどにより、生息地の把握に努めるとともに、学識経験者等との情報交換等を緊密に行っていく中で、森林性猛禽類との共存を目指した森林づくりを検討する。

エ その他

地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら、生物多様性保全の視点も踏まえつつ、希少種の保護や移入種の侵入防止等に努める。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

ア 木材の供給

多様な森林資源を有している国有林野の特性を活かし、民有林からの供給が期待しにくい、世界文化遺産等歴史的木造建築物の修復用資材である大径材や檜皮(ひわだ)等の供給に努める。

木材の供給に当たっては、列状間伐、路網、高性能林業機械の3つを組み合わせた低コスト・高効率な作業システムの整備による間伐を推進し、多様で健全な森林整備を通じて生産される木材の計画的な供給に努める。

流域管理システムの推進の観点から、民有林と連携して、間伐材の生産性向上を図るとともに、需要者のニーズに対応した国産材の安定供給体制の整備を推進する。

イ 木材の販売

木材の販売に当たっては、民有林関係者、建築関係者、消費者ニーズの的確な把握に努め、需要動向を見極めつつ対応する。

間伐により搬出される低価格な一般材等については、「国有林材の安定供給システ

ム販売」により、需要、販路の拡大を図るとともに、木材の生産・加工の担い手の育成整備、民有林・国有林一体となったロットの拡大等に取り組み、地域の木材産業の振興を図る。

(2) その他必要な事項

木材の利用促進を図るため以下の取組を推進する。

ア 「地球温暖化防止森林吸収源 10 力年対策」等に基づき、森林・林業関係者等との連携の下に、国産材のPR活動等を通じて公共施設等の木造化、内装材木質化の推進、間伐材の森林土木事業への活用及び木質バイオマス利用等、木材利用の推進に取り組む。また、地球温暖化防止に資する木材の建築資材等としての長期間の利用や、一度利用した木材の再利用、他の資源の代替利用等の促進を図る。

「地球温暖化防止森林吸収源 10 力年対策」

京都議定書目標達成計画に基づき、我が国の森林による二酸化炭素吸収を高めることを目的に、平成14年12月に農林水産省が策定(平成17年9月一部改正)した10年間の対策。森林整備・保全や木材利用の推進、森林吸収量の報告・検証体制の強化等を明記。

イ 「農林水産省木材利用拡大行動計画」等に基づき、庁舎等の新改築に当たっては、木造化、内装木質化を推進するとともに、治山事業等における森林土木事業に当たっては、木材の特質を考慮しつつ緑化基礎工、法面保護工等に間伐材等を積極的に利用するなど、自ら木材の利用促進に取り組むものとする。

「農林水産省木材利用拡大行動計画」

環境に優しく、再生産可能な自然素材である木材の利用は、森林のもつ多面的機能の発揮を通じて地球温暖化の防止や資源循環型社会の形成にも貢献することから、農林水産省は、治山・林道事業等における間伐材等の木材の積極的利用を推進する行動計画を平成15年8月に策定。

ウ 地方公共団体等関係機関との間で間伐材等木材需給についての情報交換を進めるなど、林業・木材産業関係者と連携し、多様な分野への木材利用が行われるよう供給体制を整備するとともに、地域住民に対する木材利用の必要性についての積極的な啓発に努める。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

ア 国有林野の活用の適切な推進

国有林野の活用に当たっては、その所在する地域の社会的・経済的状況、住民の意向等を考慮しつつ、

地域における産業の振興、住民の福祉の向上等に資すること

事業遂行上不要となった土地の売り払いを推進すること

を基本として取り組む。

イ 保健・文化・教育的な活動への利用の推進

森林とのふれあいを通じた豊かな国民生活の実現に資するため、国有林野のうち、自然環境が優れ、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適したものと及び快適な生活環境を保全・形成する上で重要な役割を果たしている「森林と人との共生林」のうち、国民の保健・文化・教育的利用に積極的に供することが適当と認められる国有林野を「レクリエーションの森」として選定して、広く国民に開かれた利用に供する。

この場合、森林とのふれあいに対して多様化、高度化する国民の要請を踏まえ、幼児、青少年から高齢者までの国民各層が四季折々の自然の美しさや心身の安らぎを享受するとともに、精神的な豊かさを養うことができるような場を提供していくとの観点から、「レクリエーションの森リフレッシュ対策」により、「レクリエーションの森」を魅力あるフィールドとして整備し、その活用を推進していく。その実施に当たっては、民間活力を活かした施設整備等の推進に努めていくこととし、受益の程度に応じた負担のあり方も含め、具体的な方策について様々な意見を得ながら、幅広い検討を行っていく。

手軽に森林浴が楽しめるといったように、利用者が気分に合わせて休養の場を選択できることから、以下のレクリエーションの森を主たる対象として、保健、文化、教育的な活動への利用を促進する。

特に東山風景林については、平成19年12月に発足した「京都伝統文化の森推進協議会」等と連携し、景観の保全を図りつつ、一層の取り組みに努める。

レクリエーションの森の一覧

単位：ha

種 類	名 称	面 積
風 景 林	嵐山風景林	59
	東山風景林	190
総 数	11箇所	249

「レクリエーションの森リフレッシュ対策」

「レクリエーションの森」を利用者ニーズに即した魅力あるフィールドとして提供するために、設定の見直しを含む整備・活用のあり方等を検討し、質的向上を目指すもので平成17年度から実施。

(2) 国有林野の活用の具体的手法

本地域における主な活用の目的とその手法は以下のとおりである。

- ・ 道路等の公共用地 - 売払い
- ・ 国民参加の森林（法人の森林）、森林環境教育の森林（学校林等）—分収林契約等
- ・ 国民の保健・文化・教育的利用に係る施設の整備等—貸付

(3) その他必要な事項

国有林野の活用に当たっては、豊かな自然環境を守り、森林の有する公益的機能との

調和を図り、併せて当該地域の市町村等が進める地域づくり構想や土地利用に関する計画等との必要な調整を行ったうえで活用の推進を図る。

5 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

ア 森林の整備・保全等への国民参加の推進

自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進することとし、ボランティア、NPO等による自主的な森林づくり活動を支援するための「ふれあいの森」の設定、地域の歴史的木造建造物や伝統文化の継承等に貢献するための「木の文化を支える森づくり」の推進、ボランティア等との連携による希少種の保護等生物多様性の保全や自然再生に加えて森林整備や保全活動の要請に対応したNPO等と森林管理局との協定の締結等、多様な取組を進める。

イ 自主的な森林整備等へのフィールドの提供

近年、森林に対する関心が高まり、ボランティア活動等を通じて一般市民が森林づくりに参加する取組が増加している。このような取組は森林整備への貢献に加え、森林や林業に対する理解の増進を図る上で重要である。

このため、NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供として、安祥寺山国有林において、より一層、森林・林業に関する理解を深めるために保育等の自主的な森林整備活動を行う「ふれあいの森」を引き続き設定する。

ふれあいの森

名 称	面積(ha)	位置(林小班)
安祥寺山ふれあいの森	155	安祥寺山19い1～ね 20い～の 21い～ぬ、わ、よ

ウ 木の文化を支える森林づくり

文化財など歴史的に重要な木造建造物や、各地の祭礼行事、伝統工芸等の次代に引き継ぐべき木の文化を守るため、国民参加による「木の文化を支える森づくり」を進めている。

当計画区では、関係機関、NPO等と協力・連携を図り、「京都古事の森育成協議会」を結成し、歴史的な木造建築物の修復等に用いる木材を育てる森づくりの場として、「京都古事の森」を設定し、保育等を行っている。

名 称	面積(ha)	箇所数
古事の森	2.00	1箇所

エ 里山整備の推進

平成14年11月美しい里山懇談会（座長：丸山宏名城大学農学部教授）から近畿中国森林管理局長に報告された「21世紀美しい里山づくりの提言」を踏まえ、地域住民、ボランティア、研究者、関係行政機関等と協力・連携し里山整備の推進に努める。

(2) 分収林に関する事項

緑資源の確保に対する国民的な要請が高まっている中で、社会貢献活動としての森林づくりに自ら参加・協力したいという国民や企業等の要請に応えるため、分収林制度を活用した下流住民等による水源林の造成や企業等による社会・環境貢献活動としての「法人の森」等の設定を行い森林整備を推進する。

なお、「法人の森」については、企業等への積極的な情報提供及び関係者との情報交換を行うなど、設定に向け積極的な取り組みを行う。

(3) その他必要な事項

ア 森林環境教育の推進

学校、自治体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等、多様な主体と連携しつつ森林環境教育の推進を図ることとし、学校等が国有林野で体験活動等を実施するための「遊々の森」や学校分収造林の設定・活用、森林管理局、森林管理事務所等の主催による林業体験や森林教室等の体験活動、情報提供や技術指導等の取組を推進する。また、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導等、波及効果が期待される取組にも努める。

なお、「遊々の森」とは、学校等と森林管理事務所等との協定締結により、様々な体験活動の場として国有林野を利用する制度であり、今後とも、関係者との情報交換を通じて、その設定に向け積極的な取り組みを行う。

イ 緑づくり支援窓口の活性化

森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等、森林管理局、森林管理事務所に設置した森林環境教育の実施に関する相談窓口の活性化に努める。

6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

ア 林業技術の開発

森林の公益的機能に対する国民の要請に対応し、機能類型に応じた森林の保全、整備、利用を着実に図るため、新たな技術開発目標に基づき、森林技術センターを拠点として取り組む各種技術開発及び森林管理事務所等に設定されている各種試験地等における技術開発を計画的に推進する。

さらに、民有林との技術交流の一環として林業普及指導員等とも連携を深めながら林業技術の向上に取り組む。

イ 林業技術の普及

これまで造成してきたスギ・ヒノキ人工林を今後、多様な姿の森林へ誘導するに当たっては、高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムの開発・普及に取り組むこととし、国有林野事業の中で開発、改良された林業技術の普及を行う。

なお、普及に当たっては、森林管理局、森林管理事務所に設置した「緑づくり支援窓口」の機能の充実を図り、情報提供を積極的に行うとともに国民からの問い合わせに対する的確に対応していく。

また、施業指標林、試験地等の展示等を通じて、地域の林業関係者に対し、列状間伐などの新たな森林施業についての普及・啓発を図るとともに、民有林行政、試験研究機関等との連携を密接に取りながら、必要に応じて新たな課題に対応するための試験研究等のフィールドの提供等を行う。

さらに、機能類型ごとに設定した施業モデル林の活用を推進し、国有林が公益的機能をより重視した管理経営を行っていくことを国民にわかりやすくＰＲしていく。

(2) 地域の振興に関する事項

地域振興への寄与は国有林野事業の重要な使命である。このため、国有林野の立地特性を踏まえつつ、日頃から、地元自治体等への国有林野内の森林の有効活用や未利用資源に関する情報の提供、地域づくりへの積極的な参画、相談受付体制の充実など地元自治体等との連携強化に努めるなど地域との意志疎通を十分に図り、地域における国土保全、水源かん養、自然景観の保全等の森林の持つ公益的機能の発揮、保健・文化・教育的利用の推進、国有林野の利活用、森林の整備や林産物販売等を通じて、地域産業の振興、住民の福祉に寄与するよう努める。

(3) その他必要な事項

ア 文化財保全への貢献

我が国の「木の文化」の象徴である伝統的木造建造物を将来にわたって健全に維持・継承していくことは、極めて重要である。

このため、国宝及び重要文化財に指定されている建造物等の維持・修繕のための資材(檜皮)を持続的に供給する「檜皮採取対象林」、森林と文化財の関わり等を市民に普及する総合的・象徴的拠点である「世界文化遺産貢献の森林」及び関心のある多くの市民の参画を得て数百年の大径長尺材等の供給を目指した森林を育成する「古事の森」及び修復用材を確保・供給する「文化財継承林」を設定しており、今後も京都府等の関係機関と連携しつつ、森林と文化財の関わり等の学習、文化財修復用資材の供給、景観の保全など各種取組を行う。

なお、「世界文化遺産貢献の森林」については、有識者の意見を踏まえ、平成２０年１月区域の拡充と森林施業の指針の作成を行った。

イ 資源循環型社会への対応

持続生産可能な森林バイオマス資源をさらに有効に活用するために、民有林行政部局、他省庁の地方機関、地元自治体やバイオマス利活用推進団体と連携しつつ、間伐材や除伐

木等を含めた森林バイオマス資源の利活用の推進と、活用方法の検討を行う。

ウ 新たなニーズに対応した作業システムや技術の積極的な普及

効率的かつ効果的な森林整備を推進するため、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムの整備・普及・定着や自然に生えてくる樹木を育てていく天然更新により森林をつくる技術の普及に取り組んでいく。

エ スギ花粉発生源対策の推進

国民の有病率が極めて高いスギ花粉症については、民有林行政との連携の下、花粉発生源に特定されたスギ人工林の樹種転換を行うなど効果的な対策の推進に努める。

第 3 次国有林野施業実施計画書

本計画は、国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）に基づいて、「国有林の地域別の森林計画」（森林法第7条の2の規定に基づいて作成するもの）及び「地域管理経営計画」（国有林野の管理経営に関する法律第6条第1項の規定に基づいて作成するもの）に即して定めるものである。

目 次

1	国有林野の区画の名称及び区域並びに3機能類型及びタイプ別の区域	1
2	施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積 又は標準伐採量、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ご との更新方法及び更新量	1
(1)	伐採造林計画簿	1
(2)	水源かん養タイプにおける施業群別面積等	1
(3)	水源かん養タイプの施業群別の上限伐採面積	2
(4)	生産群別の面積等	2
(5)	標準伐採量	2
(6)	伐採総量	3
(7)	更新総量	4
(8)	保育総量	4
3	林道の整備に関する事項	5
4	治山に関する事項	5
5	保護林及び緑の回廊の名称及び区域	5
(1)	保護林	5
(2)	緑の回廊	5
6	レクリエーションの森の名称及び区域	6
7	その他必要な事項	7
(1)	施業指標林、試験地等	7
(2)	フィールドの提供及び文化財保全への貢献	8
(3)	国土保全タイプの区分別面積	8
(4)	文化財等の現況	9
(5)	その他	
	レクリエーションの森以外の森林空間利用タイプの施業方法	9

1 国有林野の区画の名称及び区域並びに3機能類型及びタイプ別の区域

国有林野の区画の名称及び区域並びに地域管理経営計画の1の(1)及び(2)に定める3機能類型の具体的な配置については、別添1「国有林野施業実施計画図」による。

2 施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積又は標準伐採量、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(1) 伐採造林計画簿

地域管理経営計画の1の(4)のアに定める伐採総量についての具体的な箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに同計画の1の(4)のイに定める更新総量についての具体的な箇所ごとの更新方法及び更新量は、別添2伐採造林計画簿に示すとおりである。

(2) 水源かん養タイプにおける施業群別面積等

地域管理経営計画の1の(2)のアの(イ)に基づく水源かん養タイプの森林における具体的な施業方法については、施業群に分けて定めているところであり、各施業群の内訳は次のとおりである。

単位：ha

施 業 群	面 積	取扱いの内容	主伐の下限林齢
天 然 林	21.99	現在の林分状況の維持、健全性確保、針広混交林への誘導、択伐、天然更新	注4
複 層 林	121.76	非皆伐、上木と下木で構成される複層状態の森林の造成、複層伐、新植	120年 (60年)
長 伐 期	306.80	大径針葉樹を主体とした森林、広葉樹を混交した森林の造成、皆伐、新植	80年
そ の 他	32.71	別紙「管理経営の指針」による	注5
合 計	483.26		

注:1 面積は林地面積。

2 下限林齢とは主伐ができる最低林齢。

3 具体的な取扱いの内容は、別紙「管理経営の指針」による。

4 天然林施業群については、林分の健全性の維持を目的に、衰退木・枯損木を対象に、択伐を行うこととなっているため、下限林齢は設定しない。

5 その他の施業群については、試験地等設置の目的に応じた取扱いを行うため、下限林齢は設定しない。

6 複層林の()は更新伐の林齢。

(3) 水源かん養タイプの施業群別の上限伐採面積

国有林野管理経営規程第5条第2項第3号に基づいて定める水源かん養タイプの森林における主伐に係る上限伐採面積は、次のとおりである。計画期間における主伐については、施業群毎に、この上限伐採面積を上回って計画することはできない。

単位：ha

施 業 群	上限伐採面積
複 層 林	10
長 伐 期	19

注：上限伐採面積は計画期間5年分の合計面積である。

(4) 生産群別の面積等

地域管理経営計画の1の(2)のウに基づく「資源の循環利用林」における具体的な施業方法については、生産群に分けて定めているところであり、各生産群の内訳は次のとおり。

単位：ha

生 産 群	面 積	生産目標等	伐期齢
スギ・ヒノキ人工林中径材	70.99	一般建築材20～28cm	契約による
スギ・ヒノキ人工林優良大径材	5.62	造作材 スギ 46cm ヒノキ38cm	100年 明治100年記念造林地
合 計	76.61		

注：1 面積は林地面積。

2 生産目標等欄の数値は、生産目標とする胸高直径である。

3 スギ・ヒノキ人工林中径材は全て分収林のため契約に基づいて行う。

(5) 標準伐採量

国有林野管理経営規定第5条第2項第4号に基づいて定める、「資源の循環利用林」における標準伐採量については、本計画の「資源の循環利用林」のほとんどが契約に基づく分収林のため定めない。しかし、伐採量・伐採方法の決定にあたっては林分内容、周辺の状況等を考慮し将来の木材生産の保続に支障を及ぼさないよう配慮する。

(6) 伐採総量

地域管理経営計画の1の(4)のア伐採総量の内訳は、次のとおりである。また、本表は伐採造林計画簿で定める箇所ごとの伐採量を取りまとめたものである。

単位：材積 m³、面積 ha

区 分			林 地					林地 以外	合 計
			主 伐	間 伐	小 計	臨時伐採量	計		
水 土 保 全 林	国 土 保 全 タ イ プ		-	(32.68) 2,657	2,657	3,000	35,242	-	35,242
	水 源 か ん 養 タ イ プ	天 然 林	-	-	-				
		複 層 林	-	(45.65) 4,465	4,465				
		長 伐 期	-	(134.73) 12,134	12,134				
		そ の 他	-	-	-				
		小 計	-	(180.38) 16,599	16,599				
	計		-	(213.06) 19,256	19,256				
森 林 の と 共 生 と 林	自 然 維 持 タ イ プ		-	-	-				
	森林空間利用タイプ		1,016	(133.85) 11,970	12,986				
	計		1,016	(133.85) 11,970	12,986				
資 源 循 環 利 用 林	スギ・ヒノキ人工林中径材		1,488	(13.43) 1,647	3,135	-	3,718	-	3,718
	スギ・ヒノキ人工林優良大径材		-	(5.23) 583	583				
	計		1,488	(18.66) 2,230	3,718				
合 計			2,504	(365.57) 33,456	35,960	3,000	38,960	-	38,960
年 平 均			501	(73.11) 6,691	7,192	600	7,792	-	7,792

()は間伐面積である。

(7) 更新総量

地域管理経営計画の1の(4)のイ更新総量の内訳は、次のとおりである。また、本表は伐採造林計画簿で定める更新箇所ごとの更新量を取りまとめたものである。

単位：ha

区 分		人工造林			天然更新			合計
		単層林造成	複層林造成	計	天然下種第1類	ぼう芽	計	
水土保全林	国土保全タイプ	-	-	-	-	-	-	-
	水源かん養タイプ	-	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-	-
森林と人との共生林	自然維持タイプ	-	-	-	-	-	-	-
	森林空間利用タイプ	-	-	-	11.30	-	11.30	11.30
	計	-	-	-	11.30	-	11.30	11.30
資源の循環利用林		3.64	-	3.64	-	-	-	3.64
合 計		3.64	-	3.64	11.30	-	11.30	14.94

(8) 保育総量

地域管理経営計画の1の(4)のウ保育総量の内訳は、次のとおりである。

単位：ha

区 分		保 育		
		下 刈	除 伐	枝 打
水土保全林	国土保全タイプ	-	11.90	-
	水源かん養タイプ	4.08	7.38	-
	計	4.08	19.28	-
森林と人との共生林	自然維持タイプ	-	-	-
	森林空間利用タイプ	-	0.83	-
	計	-	-	-
資源の循環利用林		10.95	-	-
合 計		15.03	20.11	-

3 林道の整備に関する事項

地域管理経営計画の1の(4)の工林道開設及び改良総量の路線別の内訳は次のとおりである。

単位：m

基 幹 管 理別	開 設 ・ 改良別	路 線 名	箇 所 (林 班)	延 長	機能類型 タイプ別	備 考
管 理	開設	能見谷林道	能見谷 128～129	3,500	水土保全林 (水源かん養タイプ)	
計				3,500		

4 治山に関する事項

地域管理経営計画の1の(5)その他必要な事項については、次のとおりである。

単位：保全施設：箇所、保安林の整備：ha、延長m

位 置 (林班名)	区 分	工 種	計 画 量	備 考
貴船山7 嵐山38	保全施設	山腹工	4	
計			4	
大悲山1、2 貴船山6、7 能見谷129 嵐山38	保安林の整備	保 育	34.55	
計			34.55	

5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

(1) 保護林

地域管理経営計画の2の(3)のアに定める保護林の箇所別の内訳は次のとおりである。

種 類	名 称	新・既	面積 (ha)	位置 (林小班)	特徴等
植物群落 保護林	大悲山モミ 植物群落保 護林	既 設	4.38	大悲山 2へ	京都市北部地方の自 然植生を代表するモ ミを主体とした高齢 級天然林の保護

(2) 緑の回廊

該当なし。

6 レクリエーションの森の名称及び区域

地域管理経営計画の4(1)に定めるレクリエーションの森の箇所別の内訳は次のとおりである。

種類	名 称	既・新	面積 (ha)	位 置 (林小班)	選定理由	備 考
風景林	嵐山風景林	既設	59.03	嵐山 38ろ1～ろ3、ほ、 と～り、る、わ、 よ～つ	風景美の鑑賞 京都市洛西の名 勝地である。桂 川にかかる渡月 橋と一体となっ た景勝地で多く の観光客に親し まれている。	育成複層林施業
				嵐山 38い、は、に、へ、 ぬ、か1、か2		天然生林施業
	東山風景林	既設	23.89	銀閣寺山101全	風景美の鑑賞 自然探勝 京都市の東山三 十六峰のなか にあって、都市 の風致、社寺の 背景林として欠 くことができない。	育成複層林施業
			42.16	南禅寺山 102い、は～ぬ 103い、ろ、に、へ 104ろ、は 105ろ、に～と2		育成複層林施業
				南禅寺山 102ろ、103は、ほ 104い、に、105い		天然生林施業
			1.52	不動山102る		天然生林施業
			33.85	大日山 106は～ほ、と～か、 た1 107は、ほ～と、 り～る		育成複層林施業
				106い、ろ、よ、た2 107い、ろ、ち1、 ち2		天然生林施業
			75.25	高台寺山 108全 109い～り 110い～わ 111全 112全		育成複層林施業
				高台寺山 109イ～ロ、110イ		林地以外
			13.58	阿弥陀ヶ峯 113ろ～か		育成複層林施業
				阿弥陀ヶ峯 113い、よ		天然生林施業

7 その他必要な事項

(1) 施業指標林、試験地等

種 類	名 称	設定年	面積 (ha)	位置 (林小班)	備 考
試 験 地	竹林施業技術 の改良	昭和60	0.20	御立・523へ	(森林総研)
	風致、都市近 郊林育成管理	平成元	59.03	嵐山38全	(森林総研)
	CO ₂ 動態観測調 査試験	平成10	51.60	北谷509い	北谷水文試験含む (森林総研)
	檜皮採取試験	平成14	0.11	鞍馬山4お2	(森林総研との共同試験)
	スギ花粉暴露 回避試験	平成15	0.15	醍醐山30は内	(森林総研)
展 示 林	明治100年記念造林地	昭和43	5.62	松尾山40ほ	
施業指標林	間伐推進指標林	昭和61	1.00	貴船山7そ内	ｽｷﾞ
森 林 施 業 モ デ ル 林	水土保全林 施業モデル林	平成12	1.10	鞍馬山4ふ1	育成複層林施業

(2) フィールドの提供及び文化財保全への貢献

地域のニーズに対応した森林・林業に関する技術の開発・普及や国民による国有林野の積極的な整備・利用を推進するため、国有林野をフィールドとして積極的に提供する。

このため、国民各層のニーズの把握に努めるとともに、国有林の制度や管理運営の方針等について、積極的なPRを推進する。

また、国宝・重要文化財等の維持・修繕のための資材の確保・供給に取り組む。

対象地（林小班）	設定の目的 「名称」	備 考
鞍馬山4ふ1、ふ2	木の文化を支える森 「京都古事の森」	H14.4設定(H15.9追加) 京都古事の森育成協議会が 活動実施 2.00ha
衣笠山121全	遊々の森 「きぬかけの森」	H15.4.16協定締結 京都市立 金閣小学校 8.51ha
安祥寺山19い1～ね、 20い～の、 21い～ぬ、わ、よ	ふれあいの森	候補地 155.18ha
鞍馬山4ち1、お1、お2、ふ1 ふ2、え 南禅寺山105へ 大日山107ほ	檜皮採取対象林	4お2試験地、 4ふ1、ふ2古事の森と重複 11.57ha
鞍馬山4わ、5わ 御・522い 阿弥陀ヶ峰113と	文化財継承林	樹種：ケヤキ 5.67ha
鞍馬山、貴船山、銀閣寺山、 不動山、南禅寺山、大日山、 高台寺山、阿弥陀ヶ峰、 松尾山の一部（39林班、40 い1、い2林小班）、嵐山、 歓喜山、朝原山、長刀坂、 住吉山、衣笠山、神山、本 山、醍醐山の一部（30林班）	世界文化遺産貢献の森林	別冊「世界文化遺産貢献の 森林」による。 713ha

(3) 国土保全タイプの区分別面積

地域管理経営計画の1の(2)のア(ア)に基づいた、国土保全タイプの目的別の面積は次のとおりである。

単位：ha

区 分	土砂流出 崩壊防備	気 象 害 防 備	生活環境 保 全	そ の 他 の 国土保全林	合 計
面 積	393.17	-	-	7.85	401.02

注：具体的な取扱いの内容は、別紙「管理経営の指針」による。

(4) 文化財等の現況

区 分	指定 機関	名 称	面 積 (ha)	位置(林小班)	管理団体	備 考 (所在)
史跡名勝	国	嵐山	59.03	嵐山38全	京都大阪森林管理事務所	京都市
史 跡	国	醍醐寺境内	117.63	醍醐山 30全、31全、33全	京都大阪森林管理事務所	京都市

(注)面積は国有林分。

(5) その他

レクリエーションの森以外の森林空間利用タイプの施業方法

単位：ha

位 置(林小班)	面 積	施業方法
鞍馬山4ち1～る、よ、れ、お1、ま、け、て1、て2 5に、と、わ 貴船山6へ～り、わ、か 7ほ、た、れ2、そ、な、ら、う～お、や、ま 神山8ろ～は2、10い～は 11い1～は、ほ 12ろ～へ 本山14に、15ろ 住吉山34い、に～へ 長刀坂35は 月ノ輪36い1～は2、ほ、ち2～ぬ 観喜山37い、へ 松尾山39へ、と 40い1、は1～に2、へ、と、り1～り4、か 41い～ほ、り、か1、か3 42い、は～へ4、り、ぬ 地藏院43い2、い3、ほ1～ほ3、と、ぬ、る 丁塚43り 衣笠山121全 朝原山122全 御立・523い～ほ	210.29	育成複層林施業
鞍馬山4わ、か 5ほ、る 貴船山6ほ、7れ1 神山8い1～い3、9全 11に1、に2 12い、と～り 本山14い1～は 15い1～い3、は 住吉山34ろ、は、と 長刀坂35い、ろ 月ノ輪36に、へ～ち1 観喜山37ろ～ほ 松尾山39い～ほ3 40い2、ろ、ち、ぬ、る、わ 41へ～ち、ぬ～わ、よ、た 42ろ1～ろ3、と～ち1、る 地藏院43い1、ろ～に、へ 丁塚43ち 阿弥陀ヶ峯113た1、た2	221.69	天然生林施業

(注) 1 面積は林地面積。

2 ふれあいの森その他森林空間利用タイプに設定している施業指標林、試験地等を除く。

世界文化遺産貢献の森林

(京都市内の国有林)

平成13年8月設定

平成20年1月改定

近畿中国森林管理局

「世界文化遺産貢献の森林（京都市内の国有林）」設定方針

全体方針

1 設定の趣旨

我が国の「木の文化」の象徴というべき国宝・重要文化財等に指定されている伝統的木造建築物を後世に守り伝えていくためには、定期的な修復が必要であるが、檜皮や構造材などの修復資材やこれに携わる技術者・技能者が不足しており、文化財等の維持に困難をきたしている状況にある。

このような中で、国有林野は多様な森林やまとまりのあるフィールドを有し、今後、民有林では対応することが困難な樹種の供給や森林の多面的な活用が期待されているところである。

このことから、木造文化財等の中でもとりわけ国民の関心の高い世界文化遺産が所在する地域の国有林を一定のまとまりで「世界文化遺産貢献の森林」として設定し、

木造文化財等の修復に必要な檜皮や木材などの資材の供給

背景となる森林と木造文化財等とが一体となった景観の保全

檜皮採取技能者である原皮師もとかわしの養成のためのフィールドの提供

木造文化財等と森林のかかわりを学習する場としての活用

などの事業を展開し、森林の重要性や森林と文化財のかかわり等を普及する象徴的・総合的な拠点として整備するものとする。

2 設定区域

世界文化遺産「古都京都の文化財」に指定されている計17箇所の寺院、神社、城のうち、京都市内に14箇所の寺院等が所在し、その遺産群には、国宝又は重要文化財に指定されている181棟の建築物、特別名勝又は名勝に指定されている11の庭園が含まれている。

これらの世界文化遺産等の周辺に所在する国有林のうち、各々の森林の特徴、過去の施業経緯等を踏まえ、以下の国有林713haを世界文化遺産貢献の森林として設定する。

鞍馬山、貴船山、銀閣寺山、不動山、南禅寺山、大日山、高台寺山、阿弥陀ヶ峰、松尾山の一部（39林班、40い1、い2林小班）、嵐山、歓喜山、朝原山、長刀坂、住吉山、衣笠山、神山、本山、醍醐山の一部（30林班）の各国有林

3 ゾーン設定及び各ゾーンにおける森林や施設の整備方針

区域内の各森林の林分内容、位置等を踏まえ、林班単位で区分して以下のゾーンを設定する。なお、必要に応じて各ゾーンを重複させることとする。

（１）檜皮の森林ゾーン

ゾーン設定の考え方及び設定区域

檜皮の供給や原皮師の養成の場とするため、檜皮の採取が80年生以上のヒノキ林で8～10年間隔で行われることを踏まえ、このようなヒノキ林がまとまって存在する地域を「檜皮の森林ゾーン」とする。

設定区域は、鞍馬山、貴船山、大日山の各国有林239haとする。

なお、檜皮の採取については、他のゾーンに区分された森林であっても、檜皮採取が可能な森林については、個別に檜皮を採取することとする。

また、檜皮を採取する技能者である原皮師の養成の場として活用することも検討する。

森林や施設の整備方針等

ゾーン内の檜皮を採取する林小班においては、間伐等の森林整備を適切に実施し、ヒノキの健全な生育を促すこととする。また、必要に応じて、各種作業に必要な作業道、歩道等路網の整備を行うこととする。

なお、檜皮採取地においては、檜皮採取の必要性について、一般市民の理解を深めるよう主要な地点に説明板を設置する。

(2) 文化財用材の森林ゾーン

ゾーン設定の考え方及び設定区域

木造文化財建造物には大径・長尺なものが使用されていることから、これらの修復用材を備蓄・供給する場とするため、高齢の森林がまとまって存在する地域を「文化財用材の森林ゾーン」とする。

設定区域は、鞍馬山、貴船山、大日山、高台寺山の一部（110林班）の各国有林251haとする。

なお、修復用材の備蓄・供給については、世界文化遺産貢献の森林の区域内について、修復用材に適した立木の有無の調査や立地マップを作成し、単木で育成・備蓄することも検討する。

森林や施設の整備方針等

間伐等の繰り返し等により大径木等の育成・備蓄を図り、将来の修復用材としての供給要請に備えることとする。また、必要に応じて各種作業等に必要な作業道、歩道等路網の整備を行うこととする。

なお、今後不足が予想される樹種や特殊資材等の材料となる樹木の育成・整備についても検討を行う。

(3) 風致の保全ゾーン

ゾーン設定の考え方及び設定区域

古都京都の景観を形成している森林の風致の維持向上を図るため、市街地をほぼ馬蹄形に取り囲む地域内の国有林群を「風致の保全ゾーン」とする。

設定区域は、銀閣寺山、不動山、南禅寺山、大日山、高台寺山、阿弥陀ヶ峰、松尾山の一部、嵐山、歓喜山、朝原山、長刀坂、住吉山、衣笠山、神山、本山、醍醐山の一部の各国有林509haとする

森林や施設の整備方針等

多様な樹種で構成される林相を維持向上させるため、風致の維持向上を目的とした樹木の伐採又は植栽並びに被害木・枯損木等の除去を行うなど、風致に配慮した施業を行う。

また、上記作業及び森林管理に必要な作業道、歩道等の路網の整備を必要に応じて実施する。

(4) 森林と文化財の学びゾーン

ゾーン設定の考え方及び設定区域

森林の重要性や森林と文化財のかかわり等を学習する場として活用するため、多くの入込者が期待できる立地条件にあり、林内散策や野外学習等のための施設や条件等が整備可能な地域を「森林と文化財の学びゾーン」とする。

設定区域は、銀閣寺山、不動山、南禅寺山、大日山、高台寺山、阿弥陀ヶ峰の各国有林 191haとする。

活動内容及び施設の整備方針等

一般市民や児童・生徒を対象として、伝統技能や森林と文化財のかかわり等を広く周知するため、原皮師による檜皮採取の実演、施設・保安林等を活用した勉強会の実施、森林の重要性を広く周知するため、樹木の植栽や保育等の体験林業及び森林防災施設等の見学を含めた森林散策等の活動を実施する。

また、これらの事業を展開していく上で必要な以下の施設等について検討する。

ア 文化財の修復に関する営み等が学習できる施設を設置するための用地の提供

イ 修復に必要な樹木の見本林の造成

ウ 林内散策のための遊歩道、東屋、ベンチ、案内板等の施設の整備

エ 森林防災機能の向上を図るための防火帯、防火貯水池、谷止堰堤等の整備

4 関係機関等との連携

上記の各々のゾーンにおける各種事業については、関係省庁、京都府、京都市及び関係団体等と連携し、修復資材の供給、森林の整備を適切に実施するとともに、森林の重要性や森林と文化財のかかわりについて一般市民の理解を深めるよう努める。

地域ごとの森林施業指針

地域ごとの具体的な森林施業については、以下の指針に基づき行うこととする。

なお、地域ごとの森林施業指針については、今後の森林施業の実施状況を踏まえ、5年ごとに検証し必要な修正を行うこととする。

1 銀閣寺山国有林

(1) 現況

銀閣寺山国有林は、かつては、アカマツ林あるいはアカマツと落葉広葉樹との混交林であった。しかしながら、現在では、山腹上部のごく一部を除きアカマツが著しく減少しており、北側（花崗岩を基盤とする部分）で落葉広葉樹林、南側（中古生層堆積岩類の部分）で常緑樹のシイやソヨゴ林へと変化しつつある。

(2) 目標とする森林

銀閣寺の背景林として、隣接して銀閣寺が所有する森林と一体化した景観となることが期待されており、上木にアカマツが成立し、下木に落葉広葉樹が生育する、針葉樹と広葉樹が混交した森林を造成する。

(3) 留意すべき事項

アカマツ林の維持・造成に当たっては、貧栄養型土壌を維持するためのきめ細かな管理を継続的に実施していくことが重要である。このため、地元関係者が参画した協議会などにより、持続的な管理体制の整備を図っていく必要がある。

(4) 具体的な森林施業

(抵抗性アカマツの植栽を含む松林再生に向けた取組の強化)

アカマツ林の育成に当たっては、従来の天然更新に加えて抵抗性品種の活用を図ることとする。

なお、抵抗性品種の育成に当たっては、より効果を高めるため、天然更新により発生したアカマツの稚樹の除去などに配慮する必要がある。

また、今後の松林の再生方策を検討するため、更新や管理方法の違いによる生育状況の差異を観察する実証試験に取り組むこととする。

アカマツ林の育成

(アカマツの更新)

アカマツの後退、枯損が著しい林分（ソヨゴ、コナラ林などを含む。）において、残存したアカマツを保全するとともに、アカマツと競合する他樹種の伐採により生じた空間に、地形や地質、土壌などの立地環境に応じて、天然更新又は抵抗性品種の植栽を選択し、アカマツの更新を図るものとする。

なお、林床の整理や地がきの実施に当たっては、土壌中の菌による稚樹の消滅防止に留意する。

(アカマツの管理)

立地上薬剤散布による松くい虫の被害防除が困難なことから、長期間アカマツ林を維持するためには、貧栄養型の土壌管理を行っていくことが重要である。このため、アカマツと競合して生育する他の樹種や枯損木を伐採するなどきめ細かな管理を行う。その際、施業結果についての検証を行うとともに、伐採木、枯損木等については集積し、土壌養分とならないように留意する。

また、景観上重要なアカマツ木については、樹幹注入剤等を活用するとともに、枯損等のデータを集積し、今後の保全方策の検討に活用するものとする。

森林と文化の学びのゾーンとしての整備

(説明板の設置)

銀閣寺山国有林は大文字山までの散策や児童の森林学習の場として入林者が多いことから、施業内容を解説した説明板の整備を引き続き行い、市民の理解を得るとともに、森林環境教育の一助となるよう自然説明板、樹木名プレートなどを設置する。

(実証試験地の設定)

アカマツの更新については、天然下種更新と抵抗性品種を植栽する方法があるが、今後、解決すべき課題が多いことから、実証試験によりデータの集積整備を行い、更新方策の検討に活用するとともに、広く一般市民等への情報提供を行い、一般市民の施業への理解を高めていくこととする。

実証試験では、更新方法の違い(抵抗性品種の植栽、在来樹種の植栽、天然更新)と土壌管理の違い(地がき等貧栄養型土壌管理の有無)等いくつかの組み合わせからなるプロットを設定する。

なお、設定箇所及び規模については、立地環境や実行可能性の観点から、十分な検討を行うこととする。

また、貧栄養型の土壌管理を進めていくためには、落葉の除去が必要なことから、その利用方法についても検討を行うこととする。

地元関係者の参画

アカマツ林を維持・造成するためには、アカマツと競合する他樹種の伐採、林床の整理、地がきなど貧栄養型土壌を維持するためのきめ細かな管理及びモニタリングを継続的に実施していくことが重要である。このため、寺社や地元関係者が参画した協議会などにより、持続的な管理・モニタリング体制の整備を図っていくこととする。

また、多くの市民が松林の維持再生活動に参加できるよう、銀閣寺山国有林のアカマツが有する歴史的・文化的価値に関する情報を的確に提供していくとともに、土壌管理への一般市民の参加を促すため、「マツタケの再生」など一般市民の関心が高まる方策を検討することとする。

人工林の間伐

生物多様性の高い森林を造成するため、人工林の間伐を推進していくこととする。

(5) モニタリング

施業の実施に当たっては、施業前後の写真撮影などにより施業とアカマツの維持再生に関す

るデータの収集整備を行い、今後のアカマツ林の維持再生に活用することとする。

なお、実証試験及びモニタリングについては、多大の時間と労力が必要となることから、試験研究機関との連携によるデータの共有化や手法の開発を進めるとともに、実施に当たっては、地元関係者が参画した協議会等の協力を得ることとする。

また、最近コナラやリョウブなどでシカの食害が始めていることから、今後、被害状況の把握に努める必要がある。

2 南禅寺山国有林

(1) 現況

南禅寺山国有林は、かつては、中腹部より上部はアカマツ林、それより下部はシイ林が生育していた。

南禅寺山国有林のうち、南禅寺に近接する森林は、南禅寺の庭園の借景機能が高く、秋には針葉樹等の緑とカエデ類の紅葉とのコントラストを生み出す重要な景観要素となっている。

南禅寺山国有林の西側斜面下部のシイ林は、高台寺山国有林と比較してシイの平均直径は小さく、木材の蓄積も少ない。この斜面を上部に進むにしたがって、側方から入射光が多くなるため、林内は明るくなり、下層植生も多い。なお、この頂部に新島襄の墓がある同志社墓地が存在する。

また、南禅寺山国有林には、昭和初期に植栽されたヒノキ林が見られる。

(2) 目標とする森林

森厳性の高い森林として維持・管理するとともに、人工林については、森林の重要性や森林と文化財との関わり等を学習する場に相応しい森林を造成する。

(3) 留意すべき事項

南禅寺の庭園景観の借景となっている部分については、急激な景観の改変が求められていないこと、森厳性を維持する必要があることから、当面の施業は人工林の間伐を中心に行い、森林景観回復の観点からの施業は被害木の処理等必要最小限に止めることとする。

(4) 具体的な森林施業

歩道及び歩道周辺の整備、清掃

同志社墓地に向かう歩道自体は整備されてはいるが、林内には低木が多いこともあって、歩道からの景観は十分とはいえない状況にある。また、墓地に隣接している国有林へゴミが投げ捨てられている。

このため、墓地関係者等との協働し、歩道周辺の森林整備、清掃を行い、自然観察等森林環境を学ぶ場としての活用を図っていくこととする。

人工林の間伐

(森厳性の高い森林に誘導するための間伐の推進)

南禅寺山国有林のスギ、ヒノキの人工林については、大径木からなる森厳性の高い森林に誘導するため、シイの侵入に留意しながら、間伐を行うこととする。

また、間伐等の手入れが遅れると虫害等の危険性が高まることから、森林の健全化を図るため、計画的に間伐を進めていく。

(5) モニタリング

南禅寺山から高台寺山にかけての国有林について、シイ等の常緑広葉樹の進出が著しいことから、高台寺山国有林において、定期的に植生調査を行い、その推移を時系列に把握し、南禅寺山国有林における今後の施業の参考とする。

また、間伐の効果を検証するため間伐前後の写真撮影等を行う。

3 高台寺山国有林

(1) 現況

高台寺山国有林は、かつてはアカマツ、落葉広葉樹、シイ、カシが混交する四季の彩りのある明るい森林であった。

現在では、混交していたアカマツが枯損するとともに、シイをはじめとする常緑広葉樹の成長が著しく、シイ林の大きな塊がヒノキ林や落葉広葉樹林に侵入してする暗い森林となっている。

また、ヒノキ林分は森林の蓄積（現存量）は大きいものの、間伐が遅れ気味で過密な状態にあるため、林内は暗く、常緑広葉樹の下層植生も庇陰によって減少しているところが多い。

(2) 目標とする森林

シイと落葉広葉樹や色彩豊かな下木が混交した森林を造成するとともに、ヒノキ等の人工林については、間伐を繰り返して実施することにより、文化財修復用材としても活用できる大径木からなる森林の造成を図る。

(3) 留意すべき事項

シイの生育が著しく森林の単純化が進んでいること、また市街地から遠望される森林であること、さらに市民の散策の場であることを考慮して、諸条件に応じたきめ細かな施業を行うこととする。

(4) 具体的な森林施業

多様な森林への誘導

シイの単純林から常落・針広混交林への誘導に当たっては、景観への影響をできるだけ少なくするため、長い時間をかけて順次伐採し順次樹種転換を図っていくこととする。この際、木材資源の有効利用を図る観点から、試験研究機関や地元協議会等と連携し、伐採したシイなどの有効な活用方法についての検討を行う。

また、樹種転換に当たっては、立地環境に応じて適地適木を選択する。

(部分的な群状の小面積伐採)

種の多様性（生物多様性）を維持するために、シイ林内の数カ所に落葉広葉樹の生育が可能な規模で群状に小面積伐採を行い、天然更新によって発生する稚樹の育成を図るとともに、必要に応じて在来種である落葉広葉樹等の苗木を植栽する。

なお、天然更新及び落葉広葉樹の植栽に当たっては、光環境に留意する。

また、伐採した樹木は、林内の散策の支障とならないよう、林外への搬出又は林内に適切に集積して存置する。

これらの施業は、林内の樹木配置のバランス、地形、歩道から見える近景、市街からの遠景などの諸条件を考慮するとともに、防災的観点にも留意して実施する。

森林と文化の学びのゾーンとしての整備

（木材資源の循環利用を学ぶ場としての活用）

試験研究機関や地元関係者が参画した協議会と連携し、シイの木材資源としての価値及び森林整備と木材利用との関係を学ぶ場としての活用を図っていくこととする。

（林内歩道の整備）

自然環境教育の場としての活用を図るため、自然観察や森林の育っていく過程等の学習に必要な歩道の整備を進めていくこととする。

（説明板の設置）

引き続き、樹種名、施業の内容、森の見方などについて分かりやすく解説した説明板を設置する。

人工林の間伐

（文化財修復用材供給の場としてのヒノキ人工林の活用）

木造建築物等の文化財の修復には、ヒノキ等の大径木が必要となることから、間伐を適切に行い、文化財修復用材として活用できる大径木の生産を目指すこととする。

（現況に応じた施業の選択）

間伐などの手入れが十分に行き届いていない森林は、散策時の林内景観を損なうとともに生物多様性の面からも機能が低下している状況にある。

このような森林については、樹勢診断等を行い、天然林に誘導していくものと引き続き人工林としていくものとに区分し、それぞれの誘導目標に応じて、間伐、枝払い等の手入れを適切に行っていくこととする。

地元関係者の参画

シイの単純林を多様な森林に誘導していくためには、シイのぼう芽や稚樹の除去などのきめ細かな管理及びモニタリングを継続的に実施していくことが重要である。このため、寺社や地元関係者が参画した協議会などにより、持続的な管理・モニタリング体制の整備を図っていくこととする。

また、多様な森林に誘導するための施業への一般市民の関心を高めるため、市民参加型の植生調査やシイ材の有効活用なども検討することとする。

（５）モニタリング

南禅寺山から高台寺山にかけての国有林について、シイ等の常緑広葉樹の進出が著しいことから、その推移を時系列に把握するとともに、モニタリングを兼ねた施業により、データの集積整備を行い、周辺の森林施業の判断材料として活用することとする。

特に、１０８林班に小班と１１１林班と小班では、平成１９年度にベルトトランセクト法により植生調査を実施したことから、固定調査箇所として、今後、５年ごとに植生調査を行い、シイの出現状況の変化とそれに伴う下層植生の変化についての把握を行うこととする。

４ 嵐山国有林

（１）現況

景観的には、渡月橋からの、あるいは渡月橋を含む遠景での景観機能が極めて高い森林である。

また、下部境界には多くの散策者が通行する道があるため、境界付近の近景も重要である。

斜面中腹から下部にかけては古くから、在来種であるカエデ類やヤマザクラを中心としたサクラ類などが植栽されてきた歴史があるが、斜面上部はアカマツを主とする天然林であった。

しかしながら、近年、植栽した落葉広葉樹に対するシカやサルによる被害の影響が著しく、これに加えて松くい虫被害によりアカマツ林が大きく後退しており、土壌も富栄養化しつつある。また、陽樹であるアカマツの成長に必要な陽光を得るための十分な空間を確保することは難しい状況にある。

(2) 目標とする森林

在来種であるカエデ類、サクラ類等の落葉広葉樹と常緑針葉樹が混交した、色彩豊かな森林を造成する。

(3) 留意すべき事項

アカマツの枯損が著しく、針葉樹の緑の色彩が乏しいこと、シカの食害等によって林床植生が消失している部分が見られること等から、色彩豊かな森林を造成するためには、将来的には、アカマツに加えて他の針葉樹の植栽も試みることも必要である。

また、林床の土砂の移動を防止するため、植栽等の造林手法に加えて土木工法等の治山技術も併せて行っていくこととする。

(4) 具体的な森林施業

当面は、次の施業を引き続き実施するとともに、データの集積・整備を行い、嵐山国有林の長期的な整備目標の検討を行うこととする。

落葉広葉樹と常緑針葉樹が混交した色彩豊かな森林の造成

(陽光導入促進と耐陰性のある樹種等の植栽)

在来種であるサクラ類、カエデ類、ケヤキなどの植栽に当たっては、これらが生育するために必要な空間を長期間にわたって確保することが不可欠であり、植栽場所や植栽位置を適切に判断することが必要である。また、一定のまとまりをもった規模で小規模伐採をした後には、陽光の導入を促進するため、周辺の常緑広葉樹の除伐及び枝落としを行う。

アカマツは、嵐山の歴史的・文化的景観にとって重要な樹種ではあるが、松くい虫被害、土壌の富栄養化、シカ等による獣害、林内光環境の悪化が進んでいる現状では、地がきや除伐などの森林管理を十分に行わないと松林としての維持が難しくなっている。このため、アカマツの植栽に当たっては、抵抗性品種を尾根などの適地に植栽し、防鹿柵の設置、地がきや広葉樹の除伐などの十分な手入れを行っていくこととする。

また、アカマツの枯損により針葉樹特有の色彩が乏しくなっていることから、落葉広葉樹と常緑針葉樹が混交した色彩豊かな森林を造成するため、嵐山保勝会等地元関係者の意見を十分に踏まえた上で、将来的には、他の針葉樹の植栽も検討することとする。

なお、植栽樹種の選定に当たっては、生態学的、歴史的・文化的景観、地元関係者の合意形成等様々な観点から十分な検討を行うこととする。

関係研究機関との連携強化と試験研究成果の施業へ反映の

嵐山の風致施業については、森林総合研究所をはじめとする多くの試験研究機関が取り組んでいることから、これらの機関等との連携を密接にし、試験研究成果を施業（樹種の選定、植

栽方法、土壌環境・光環境の管理方法)に的確に反映させていくとともに、施業の推進に当たっては、嵐山保勝会等地元関係者との共同推進体制の強化を図っていくこととする。

シカ及びサル被害防止対策

現在、防鹿柵の設置や個体防御型の対策が行われているが、必ずしも十分な効果が得られているとは言い難い状況にあり、このままでは、シカの食害により下層植生が失われ、山腹崩壊の危険性が高まっていくおそれがある。

このため、シカの食害調査等によりデータの収集整備を行うとともに、その結果を踏まえた対策等の効果的な実施場所や実施方法等について検討を進めていくこととする。

治山事業

林床植生が消失して土壌の移動が懸念されるため、森林の適正な管理等の造林的手法に加えて、土砂流出を防止するための治山事業を効果的に実施する。

なお、植栽を行う場合は、周囲の景観に配慮した樹種の選択を行うこととする。

(5) モニタリング

他地域と同様に、土壌の富栄養化が進むとともに、アカマツの成長に必要な陽光を得るための空間を得ることが難しい状況にある。

このため、モニタリングを兼ねた森林整備によりデータの集積整備を行い、嵐山の現状と課題を一般市民に対し広く情報提供を行うとともに、立地環境の分析に基づいた嵐山のあり方の検討を進めていくこととする。

5 神山・本山国有林

(1) 現況

神山・本山国有林は、粗放的な利用がされてきた結果、場所ごとに多様な植生が見られるが、以前多く見られたツツジ類は、植生遷移が進みだんだん少なくなっている。

かつてはアカマツが多く見られたが、松くい虫被害により松の枯損が進み、現在では、コナラを主体とする広葉樹の中にアカマツが混交する森林となっている。

世界文化遺産である社寺等の背景林としての機能はあまり高くない。

(2) 目標とする森林

立地環境に応じた多様な植生からなる森林とする。

なお、具体的な森林の姿については、今後、植生調査等を行い、検討を進める。

(3) 留意すべき事項

松くい虫やカシノナガキクイムシにより、マツやコナラなどに被害が発生しており、適切な防除が必要である。

また、崩れやすく複雑な地形であることから、山腹崩壊に留意する必要がある。

(4) 具体的な森林施業

ヒノキ林については、間伐を計画的に進め、天然力を活用した自然性の高い森林に誘導する。

また、松くい虫やカシノナガキクイムシ被害により森林の質の劣化が見られることから、必要な防除対策を行いつつ、森林の状態についてのモニタリング等を行い、必要な施業を検討してい

くこととする。

(5) モニタリング

森林病虫害被害等による森林の質の劣化状況やそれに伴う山腹崩壊の危険性について、地元住民に説明できるよう、モニタリングを行っていくこととする。

6 醍醐山国有林

(1) 現況

醍醐山国有林は、ほぼ全域が人工林である。遠景すると緑一色に覆われているものの、森林内に入ると、間伐が遅れているため林内が暗く、林床に植生の見られない林分が認められる。

また、醍醐寺を訪れる人々が更に足を伸ばす箇所でもある。

(2) 目標とする森林

人工林の間伐を進め、針葉樹大径木を主体とした水源かん養機能の高い森林とする。

(3) 留意すべき事項

間伐が遅れているため林内が暗くなっている林分が見られる。

(4) 具体的な森林施業

大径木を主体とした生物多様性や水源かん養機能の高い森林に誘導するため、間伐を計画的に進めることとする。

(5) モニタリング

間伐の効果を把握するため間伐前後の写真撮影等を行う。

7 その他の国有林

衣笠山国有林は、アカマツと広葉樹が大半を占めており、平成 15 年に金閣小学校と遊々の森「きぬかけの森」が設定され、環境学習のフィールドとして、森林教室や植林体験、小鳥の巣箱かけなどが行われている。最近、松くい虫被害が顕著になっていることから、必要な防除対策を行うとともに、引き続き環境学習のフィールドとしての活用を図っていく必要がある。

松尾山国有林は、スギ、ヒノキの人工林で分収育林が設定されるなどスギ、ヒノキの成長が良いことから、間伐などを行い、森林の健全性を高めていく。また、周辺の民有林で竹林の拡大が見られることから、侵入竹の拡大に留意していく必要がある。

住吉山国有林は、松くい虫被害が顕著に見られることから、伐倒駆除などの被害対策を引き続き行っていく必要がある。

大日山国有林は、ヒノキの大径木があり檜皮採取対象林になっているとともに、地元インストラクター会による自然観察会の場合としての活用が行われている。また、不動山国有林は、かん木の多い自然林となっている。

上記国有林については、現況を把握しながら、必要な施業を行っていくこととする。

(参 考)

「世界文化遺産貢献の森林」設定区域一覧

単位：ha

国有林名	該当林小班	面 積	ゾ ー ン 区 分			
			檜皮の森林	文化財用材	風致の保全	森林と文化財の学び
鞍馬山	4、5(は、へ1～へ3を除く)	91.11	○	○		
貴船山	6(に1～に4を除く)、7	113.72	○	○		
銀閣寺山	101	23.89			○	○
不動山	102る	1.52			○	○
南禅寺山	102～105(102るを除く)	42.16			○	○
大日山	106、107	34.09	○	○	○	○
高台寺山	108～112	75.25		110林班 (12.01ha)	○	○
阿弥陀ヶ峯	113	13.84			○	○
松尾山(一部)	39、 40、11、112	19.00			○	
嵐山	38	59.03			○	
観喜山	37	8.20			○	
朝原山	122	3.74			○	
長刀坂	35	14.61			○	
住吉山	34	12.85			○	
衣笠山	121	8.51			○	
神山	8～12	127.27			○	
本山	14、15	26.24			○	
醍醐山(一部)	30	38.34			○	
合 計		713.37	238.92	250.93	508.54	190.75